



第4期
伊勢原市地域福祉計画

1 計画策定の趣旨 >>>>>

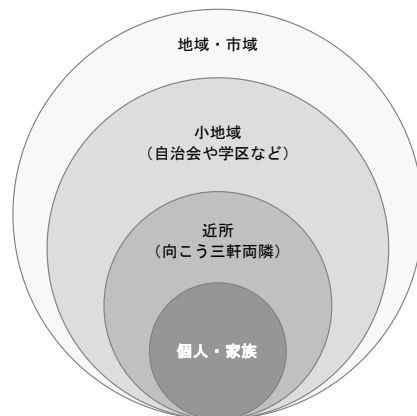
本格的な人口減少社会の到来、ひとり暮らし世帯の増加などといった社会構造の変化とともに、地域のつながりはますます希薄化しています。「無縁社会」という言葉に象徴されるように家庭や地域における扶助機能が低下し、介護や子育てに関する問題、生活困窮やひきこもりの問題を顕著化させています。また、支援が必要でありながら福祉サービスにつながらない人、地域のセーフティネットでカバーできない人が増加しており、これからの福祉の在り方として、行政だけではなく、市民や社会福祉法人、ボランティア、NPO法人などの市民活動団体が、行政と連携・協力して対応することが求められています。

本市においては、平成 17（2005）年6月に「だれもが互いに尊重し、共に支え合いながら自分らしく生き生きと自立した生活が送れる地域社会の実現」を基本理念とした「第1期伊勢原市地域福祉計画」（平成 17（2005）年度から平成 21（2009）年度）を策定し、以降、地域情勢の変化や地域ニーズの多様化などに対応するため、「第2期伊勢原市地域福祉計画」（平成 20（2008）年度から平成 24（2012）年度）、「第3期伊勢原市地域福祉計画」（平成 25（2013）年度から平成 29（2017）年度）において、時点的な修正を含めた見直しを行い、地域福祉の推進を図ってきました。本計画は、「第3期伊勢原市地域福祉計画」の計画期間が平成 29（2017）年度に終了することから、再度時点的な修正を含めた見直しを行い、「第4期伊勢原市地域福祉計画」として策定するものです。

2 本計画における「地域」とは >>>>>

地域福祉の観点から地域をとらえた場合、その活動は限られた場において展開されるものではありません。地域で生活する個人は、家庭とつながり、家庭は近隣住民とつながり、近隣住民は自治会や学区などの小地域とつながり、小地域は市全体へとつながり、重層的に形成される地域の中で暮らしています。また、市域を越えた様々な地域にも属しています。

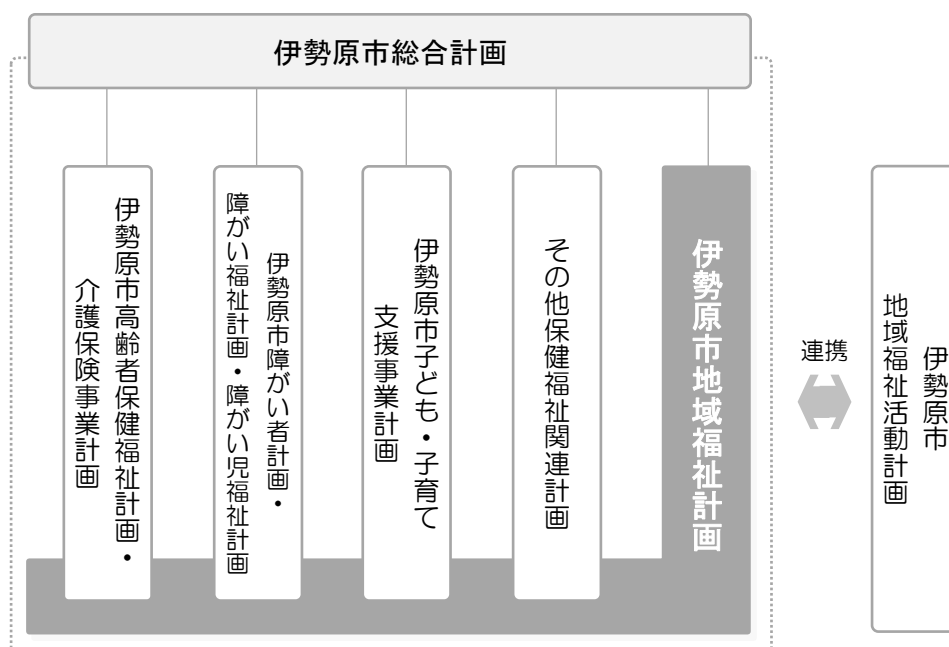
そのため、本計画では市全体を一つの地域としてとらえることを基本としつつも、地域福祉を推進する上で、文化、風土、資源や地理的条件を考慮することが効率的かつ効果的と判断できる施策・事業については、市域を細分化した「小地域」ごとに推進するものとします。



3 関連計画との関係 >>>>>

本計画は、伊勢原市総合計画（以下「市総合計画」という。）を上位計画とする個別計画として位置付けられるとともに、福祉関連分野の個別計画として策定された高齢者に関する「伊勢原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、障がい者に関する「伊勢原市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、子どもの育成に関する「伊勢原市子ども・子育て支援事業計画」と、社会福祉法上の地域福祉の理念を共有し、地域における社会福祉の推進に係る施策を横断的に取り扱う計画とします。

さらに、伊勢原市社会福祉協議会が策定する、地域住民や福祉活動団体など、地域福祉の担い手となる民間の主体的な活動・行動計画である「伊勢原市地域福祉活動計画」と連携・協力を図ります。



※ 地域共生社会の実現に向けた取組として、地域住民と行政などとの協働による包括的な体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

今後、社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法に共通する施策や支援方法に関して調査・精査を行い、新たな地域福祉計画の策定に向けた準備を進める必要があります。

4 計画の期間 >>>>>

本計画の期間は、市総合計画後期基本計画と整合を図り、平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの5年間とします。

ただし、期間内であっても、社会情勢の変化、地域の実情などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

5 目指す将来像（基本理念）

地域の福祉力を強化・活性化するためには、市民一人ひとりが「困っている人がいたら手助けしよう」「地域で支え合おう」という意識を持ち、行動することが大切です。

社会福祉法が規定する地域福祉の理念を踏まえ、「人権尊重」「共生社会の実現」「自立した生活」の3つのキーワードを構成要素とする第3期計画の基本理念を引き続き継続し、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

**誰もが互いに尊重し合い、共に支え合いながら
自分らしく生き生きと自立した生活が送れる地域社会の実現
～共に支え合い、一人ひとりを大切に作るまちづくり～**

【 誰もが 】

「誰もが」とは、地域住民一人ひとりがサービスの利用者であると同時に、提供者でもあるといった前提に基づき、誰もが地域づくりにおける主体者であることです。

【 互いに尊重し合い 】・・・①人権尊重

「互いに尊重し合い」とは、年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的な立場など、それぞれの違いに関わらず、一人ひとりの尊厳が守られていることです。

【 共に支え合いながら 】・・・②共生社会の実現

「共に支え合いながら」とは、地域住民の交流の場や地域福祉活動の拠点、サービスや情報提供体制が整備され、住民同士が信頼関係を築き、互いに支え合いながら安心して生活できることです。

【 自分らしく生き生きと自立した生活 】・・・③自立した生活

「自分らしく生き生きと自立した生活」とは、高齢者や障がい者、子どもなど、全ての市民が地域社会の一員として尊重され、たとえ要援護や要介護になっても、その人らしい「生活の質」を維持し、地域で生き生きと暮らし続けることです。

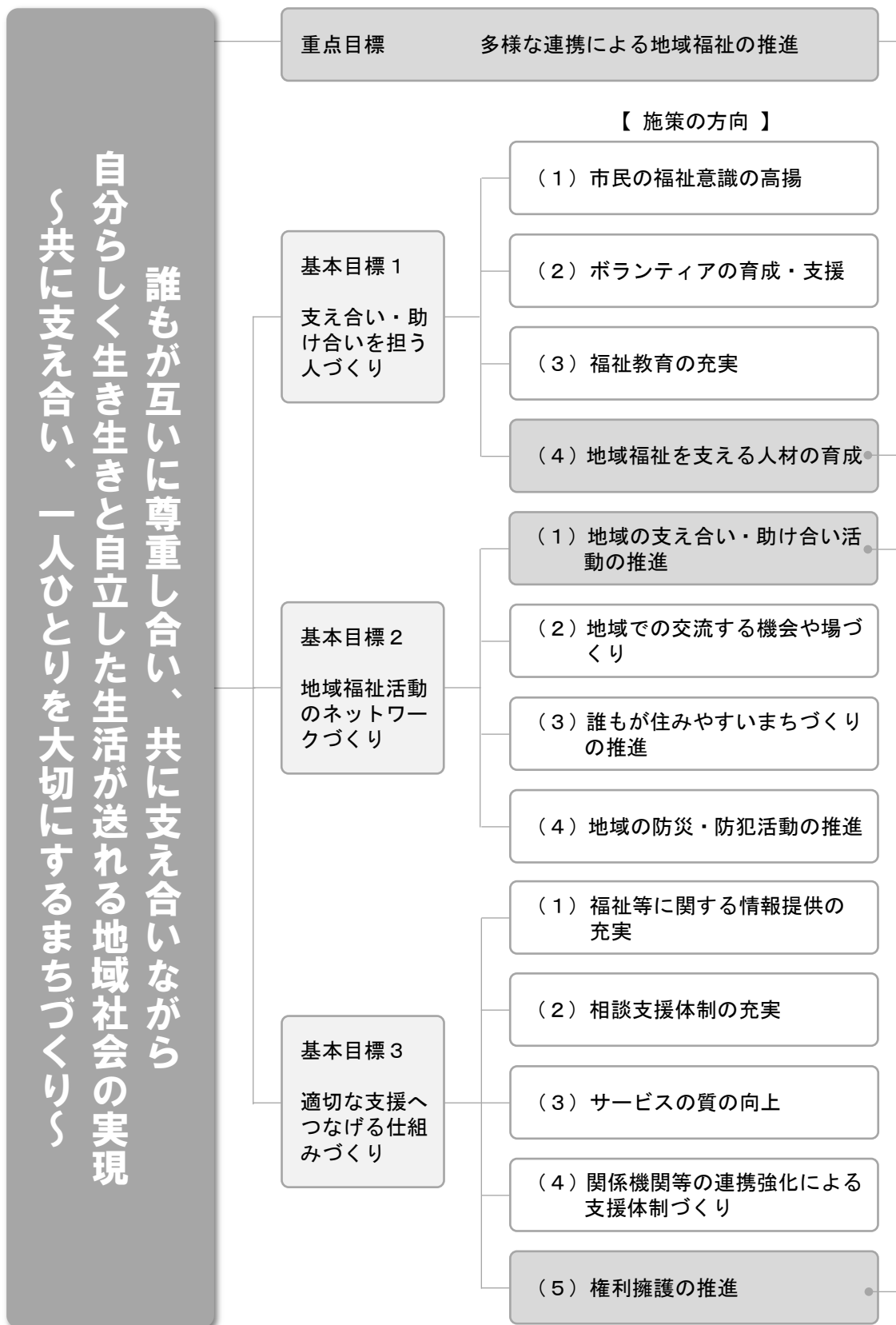
6 重点目標

目指す将来像（基本理念）を実現させるための重点目標の設定に当たっては、地域福祉の推進を計画的・実効的に進めるため、市総合計画の個別施策を重点目標としてとらえ、次のように設定しました。

「多様な連携による地域福祉の推進」

7 施策の体系図 >>>>>

【基本理念】



8 重点目標に対する取組

(1) 地域福祉を支える人材育成事業

福祉施策と市民、団体などのニーズとの整合を図りつつ、魅力あるプログラムを展開し、地域福祉活動の担い手となる人材育成を行います。

【事業計画及び事業指標】

	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
地域福祉の担い手の育成	研修講座の開催				
地域福祉に関する講座の受講者数（累計）	95 人	105 人	115 人	125 人	135 人

(2) 地域の支え合い・助け合い活動推進事業

地域住民や団体などと連携し、支援を必要とする高齢者や障がい者などの生活を地域で支える仕組みづくりを行います。

地域の支え合い組織の活動の安定・充実のための側面支援を行うとともに、現代社会の現状や地域の支え合い組織の必要性などの周知をします。

【事業計画及び事業指標】

	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
共助に関する理解の促進	自治会地区定例会で説明会を実施 地域の支え合い組織に対する支援				
福祉ボランティアの人数	3,850 人	3,870 人	3,890 人	3,910 人	3,930 人
地域の支え合い組織に関する啓発の実施数	102 自治会	102 自治会	102 自治会	102 自治会	102 自治会

(3) 成年後見・権利擁護推進事業

伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターの利用を促進し、相談、普及・啓発、ケース検討、成年後見制度の案内、市民後見人の育成・活動支援などを行います。

また、成年後見制度利用促進法に基づく成年後見制度利用促進基本計画の策定準備をしていきます。

【事業計画及び事業指標】

	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
成年後見・権利擁護推進センターの利用促進	継続実施				
市民後見人の育成と活動支援	養成研修 活動支援				
市民後見人バンク登録者数（累計）	2 人	2 人	7 人	7 人	12 人

9 基本目標に対する取組と施策の方向 >>>>>

基本目標1 支え合い・助け合いを担う人づくり

市民の福祉意識をより高め、地域での交流の機会を増やし、人と人との絆を強めていきます。

また、地域福祉活動を推進するため、ボランティアの育成や活動の支援を図るとともに、次代を担う子どもへの福祉教育を充実し、地域福祉の担い手を育成します。

(1) 市民の福祉意識の高揚

- ① 人権啓発講演会の開催
- ② 福祉展の開催
- ③ 人権セミナーの開催
- ④ 子ども映画会の開催

(2) ボランティアの育成・支援

- ① 介護支援ボランティアポイント事業
- ② ボランティア講座の開設事業
- ③ ボランティアセンター運営事業

(3) 福祉教育の充実

- ① 職員研修の開催
- ② 福祉作文の募集
- ③ シニア体験セットの貸出し
- ④ 人権教育研修会等の開催
- ⑤ 人権教育の実施

(4) 地域福祉を支える人材の育成

- ① 地域福祉の担い手の育成 【重点目標】
- ② ころろサポーター養成事業
- ③ 介護予防サポーター養成・育成事業
- ④ ヘルスマイト養成・育成事業
- ⑤ 健康いせはらサポーター養成・育成事業
- ⑥ 子育てサポーター養成事業

基本目標 2 地域福祉活動のネットワークづくり

地域コミュニティの醸成を図り、地域での支え合い・助け合いを促進するとともに、地域福祉活動のネットワークづくりを進め、地域の支援体制を充実します。

また、地域の防災・防犯体制の強化や移動支援の充実を図ることにより、子どもからお年寄りまで健康で安心できる地域づくりを推進します。

(1) 地域の支え合い・助け合い活動の推進

- ① 地域の支え合い組織の啓発・支援 【重点目標】
- ② 市民協働推進事業
- ③ 地域活動支援事業
- ④ 市民活動災害補償制度
- ⑤ 社会福祉協議会運営助成事業
- ⑥ 地域包括ケア体制構築事業
- ⑦ ミニデイ（ミニサロン）事業
- ⑧ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑨ 子育てグループ活動支援

(2) 地域での交流する機会や場づくり

- ① 市民活動サポートセンター
- ② 地域集会所（5施設）
- ③ 地域コミュニティ推進事業
- ④ 空き店舗等の有効活用
- ⑤ 福祉館（4施設）
- ⑥ 老人福祉センター
- ⑦ 坪ノ内老人憩の家
- ⑧ 老人クラブ育成事業
- ⑨ 児童館
- ⑩ 公民館（7館）
- ⑪ 高齢者学級の開催

(3) 誰もが住みやすいまちづくりの推進

- ① 公共施設のバリアフリー化の推進
- ② 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく啓発・指導
- ③ 住宅改修サービス事業
- ④ やまどり号運行事業
- ⑤ 公共交通機関との連携
- ⑥ 公共施設等の改善

(4) 地域の防災・防犯活動の推進

- ① 防災訓練等の実施
- ② 災害時要援護者避難支援制度
- ③ 自主防災組織と民生委員児童委員への情報提供
- ④ いせはらくらし安心メール
- ⑤ 防犯パトロール
- ⑥ 「あなたを守る家」運動への協力

基本目標3 適切な支援へつなげる仕組みづくり

誰もが福祉等に関する必要な情報が得られるよう、分かりやすい情報提供を図るとともに、身近なところで気軽に相談できる体制や複雑・多様化する問題に対応する相談支援体制の充実を図ります。

また、制度の狭間にいる人に対し必要な支援ができるよう、関係機関等の連携による協働体制づくりを強化します。

(1) 福祉等に関する情報提供の充実

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ① ホームページでの情報提供 | ② 市広報紙による情報提供 |
| ③ ツイッターによる情報提供 | ④ 保健・福祉サービスメニューガイドの発行 |
| ⑤ いせはら健康家族カレンダーの配布 | |

(2) 相談支援体制の充実

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① 福祉総合相談 | ② 障害者相談支援事業 |
| ③ 地域包括支援センター高齢者総合相談 | ④ 高齢者総合相談 |
| ⑤ 生活困窮者自立支援事業 | ⑥ 重点健康相談、総合健康相談 |
| ⑦ 子どもの貧困対策推進事業 | ⑧ 子ども相談・支援 |
| ⑨ 発達（療育）相談 | ⑩ 子育て支援センター事業 |
| ⑪ 子ども・若者相談 | ⑫ 教育相談事業 |

(3) サービスの質の向上

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ① 福祉サービス第三者評価制度の周知 | ② 福祉サービス第三者評価 |
| ③ 介護事業所の外部評価 | ④ 研修会・意見交換会等の開催 |

(4) 関係機関等との連携強化による支援体制づくり

- | | |
|------------------|------------------|
| ① ふれあい収集事業 | ② 小型家電の回収モデル事業 |
| ③ 地域見守り体制の充実 | ④ 事業所開設に向けた相談・助言 |
| ⑤ 地域密着型サービス施設の整備 | ⑥ 高齢者支援事業 |
| ⑦ 育児支援家庭訪問事業 | |

(5) 権利擁護の推進

- | | |
|------------------------|--------|
| ① 成年後見・権利擁護推進センターの利用促進 | 【重点目標】 |
| ② 市民後見人の育成と活動支援 | 【重点目標】 |
| ③ 虐待防止事業 | |

10 計画の推進 >>>>>

本計画の基本理念である「誰もが互いに尊重し合い、共に支え合いながら自分らしく生き生きと自立した生活が送れる地域社会の実現」を目指し、地域住民、各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割、特性を活かしながら、相互に連携・協力して地域における福祉課題の解決に取り組みます。

11 計画の進行管理 >>>>>

本計画を実効性のある計画として推進するため、庁外組織及び庁内組織で進行管理を行います。

社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、計画に位置付けられる具体的取組については、PDCA サイクルの考え方に基づき、取組の実施状況や指標について点検や評価を行い、見直しを行いながら効果的な計画となるように努めていきます。

